

船橋市障害者介護給付費等認定審査会運営要綱

第1条 目的

この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第15条及び船橋市障害者介護給付費等認定審査会条例（平成18年船橋市条例第12号）第1条に規定する「船橋市障害者介護給付費等認定審査会（以下「審査会」という。）」を円滑に運営することを目的とし必要な事項を定める。

第2条 委員構成

この要綱に定める船橋市障害者介護給付費等認定審査会委員（以下「審査会委員」という。）は、障害者に係る保健・医療・福祉の分野に関し、共通な知識を持った学識経験者で構成するものとする。

合議体の委員の定数については、以下の場合等において、5人より少ない定数によっても審査会の審査及び判定、支給要否決定（案）に係る意見を述べること又は訓練等給付若しくは地域移行支援の個別審査について質が維持されるものと市が判断した場合、5人より少ない人数とすることができる。ただし、この場合であっても、少なくとも3人を下回ってはならない。

- ・ 障害支援区分の更新認定及び職権による障害支援区分の変更認定に係る申出を対象とする場合
- ・ 支給決定に係る変更の申請又は職権による支給決定の変更の場合で支給要否決定を対象とする審査
- ・ 訓練等給付に係る支給期間経過後若しくは標準利用期間経過後又は地域移行支援に係る給付決定期間後若しくは標準利用期間経過後の利用の継続の必要性に関する審査
- ・ 委員の確保が著しく困難な場合

第3条 審査会会長

- 1 審査会に審査会会長（以下「会長」という。）一人を置き、審査会委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長は、審査会に職務を代行する委員（以下「副会長」という。）をあらかじめ指名することができ、会長に事故あるときにその職務を代行させることができるものとする。

第4条 会議

- 1 審査会は、会長が招集する。
- 2 審査会は会長及び過半数の審査会委員の出席がなければ、これを開き議決を

することができない。

- 3 審査会の議事は、出席した審査会委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長が決するものとする。

第5条 合議体の設置

次の各号に定めるところにより、審査会委員のうちから会長が指名する者をもって構成する合議体（以下「合議体」という。）を設置する。

- (1) 会長が指名した者をもって構成する合議体の委員（以下「合議体の委員」という。）は、審査及び判定の案件を取り扱うものとする。
- (2) 合議体の委員は、支給要否の決定に当たり、市より意見を求められた事項（非定型の案件）について審査のうえ、意見を述べるものとする。
- (3) 合議体の委員は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則に規定する訓練等給付に係る支給期間後若しくは標準利用期間経過後又は地域移行支援に係る給付決定期間後若しくは標準利用期間経過後の利用の更新に関する支給要否の決定に当たり、市より諮問された事項（意見を求められた事項又は評価等を含めた事項）に対し、審査及び検討のうえ、これに基づく結果（意見を述べる又は審査・検討による評価等に基づく更新の必要性）を得るものとする。
- (4) 特定の分野の委員の確保が困難な場合は、当該分野の委員を他の分野より多く合議体に所属させることは差し支えないものとする。
- (5) 会議の開催にあつて定足数を満たすよう必要な人数が交代に出席することも差し支えないものとする。
- (6) 第2号に掲げる合議体は、同条第1号に掲げる合議体とは別に合議体を設置し、これを非定型審査会とする。
- (7) 第3号に掲げる合議体は、前号に掲げる合議体とは別に合議体を設置し、これを訓練等給付及び地域移行支援の個別審査会とする。

第6条 合議体の長

- 1 合議体に合議体の長（以下「委員長」という。）一人を置き、委員長は合議体を招集し、その会務を総理する。
- 2 委員長が、所属する合議体の会議に出席できないときは、当該合議体に所属する委員の中から委員長があらかじめ指名し、その職務を代行させることができるものとする。

第7条 合議体の委員の交代等

合議体の委員が病気や不慮の事故等で、一定期間、審査会に出席できない場合は、委員長は速やかに会長にその旨を報告し、会長は新たに交代に委員を指名するものとする。

第8条 合議体の議決

- 1 委員長は、審査及び判定に当たって委員間の意見を収拾し、結果を得るよう努めるものとする。
- 2 合議体の議事は、合議体の委員の過半数をもって決し、可否同数の場合のときは、委員長が決するものとする。
- 3 委員長は、第5条第2号について意見を述べるに当たり、又は第5条第3号について意見を述べる若しくは審査及び検討の結果を得るにつき、前2項の規定を準用するものとする。

第9条 審査及び判定等

合議体は、審査対象者について、「基本調査」、「特記事項」並びに「医師意見書」に記載された意見に基づき、国が示す「障害支援区分に係る審査及び判定基準等（以下「認定基準」という。）」に照らして、審査対象者に係る認定基準で定める区分（以下「障害支援区分」という。）について審査及び判定を行うものとする。

また、特に必要と認める場合については、訓練等給付費等の有効な利用等に関し、留意すべき事項について意見を付するものとする。

上記により審査判定を行った合議体の当該審査判定の結果について、審査会として市へ通知するものとする。

また、第5条第6号に規定する合議体は、第10条第1項第2号及び第3号に定める資料並びに「船橋市障害福祉サービス支給決定基準」（平成18年9月21日制定（以下「支給決定基準」という。）」を参酌のうえ審査し、意見を述べるものとする。

当該意見については、審査会として市へ報告するものとする。

更に、第5条第7号に規定する合議体は、第10条第1項第4号に定める資料をもとに審査及び検討し、その結果を得るものとする。

当該結果については、審査会として市へ報告するものとする。

第10条 審査会開催の手順

1 事前準備

- (1) 合議体の委員は、千葉県が実施する市町村審査会委員に対する研修（市町村審査会委員研修）を受講し、審査及び判定の趣旨、考え方、手続き等を習得するものとする。
- (2) 市は、審査会開催に先立ち、当該開催日の審査会において審査及び判定を行う審査対象者を決定した上で、該当する審査対象者について次に掲げる資料を作成することとする。
 - ① 障害支援区分認定調査を、国が一次判定用に配付する障害支援区分判定ソフトによって分析・判定（以下「一次判定」という。）された結果
 - ② 特記事項の写し

- ③ 医師意見書の写し
 - ④ 概況調査票の写し
 - (3) 第5条第2号に掲げる合議体にあつては、前号に掲げる資料に加え、次に掲げる資料を作成することとする。
 - ① サービス利用計画兼意向確認票（週間）
 - ② 勘案事項整理票
 - ③ 支給要否決定（案）
 - (4) 第5条第3号に掲げる合議体にあつては、訓練等給付の支給期間後若しくは標準利用期間経過後又は地域移行支援に係る給付決定期間後若しくは標準利用期間経過後の利用の更新の必要性を総合的に判断する（訓練等給付又は地域移行支援の個別審査）ため、次に掲げる資料を作成することとする。
 - ① 訓練等給付支給要否決定（案）又は地域移行支援給付要否決定（案）（以下「訓練等給付支給要否決定（案）等」という。）
 - ② 当該対象者の個別支援計画を作成するための基本的情報の記録
 - ③ 個別支援計画（当初及び変更時又は更新後に向けた内容が記載されたものの）
 - ④ アセスメントの記録
 - ⑤ モニタリングの記録
 - ⑥ サービス担当者会議の記録
 - ⑦ 訓練等給付（標準利用期間経過後の更新）に係る理由書又は地域移行支援（標準利用期間経過後の更新）に係る理由書
 - ⑧ その他必要となる資料
 - (5) 資料については、氏名・住所など個人を特定する情報は削除したものとする。
- 2 審査及び判定等の手順
- 障害支援区分の認定に関しては、以下第1号から第7号により審査及び判定を行い、支給要否決定（案）に係る意見を述べることに关しては第8号から第10号により審査及び意見を述べ、訓練等給付又は地域移行支援の個別審査に係る意見又は評価等に関しては第11号から第13号により結果を得るものとする。
- (1) 基本調査の結果を特記事項及び医師意見書の内容と比較検討し、基本調査の結果との明らかな矛盾がないか確認することとする。
 - (2) 内容に不整合があつた場合には再調査を実施するか、必要に応じて認定調査員に照会した上で、基本調査の結果の一部修正が必要と認められる場合には、調査結果の一部を修正するものとする。
 - (3) 調査結果の一部修正を行う場合には、「市町村審査会運営要綱」（平成26年3月3日付け障発0303第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

長通知「障害支援区分に係る市町村審査会の運営について」別添をいう。)の別紙1の「一次判定で活用した項目を修正できないケース」を参照することとする。

- (4) 再調査後の審査判定は、原則として前回と同一の審査会において審査判定を行うものとする。
 - (5) 一次判定の結果（基本調査の結果の一部を修正した場合には、再度一次判定を行って得られた一次判定の結果）を原案として、特記事項及び医師意見書の内容を加味したうえで、決定（二次判定）を行う。
 - (6) 審査会での二次判定において、特記事項及び医師意見書（一次判定で評価した項目を除く）の内容から、審査対象者に必要とされる支援の度合いが、一次判定の結果が示す区分等において必要とされる支援の度合いと比較し、より多い（少ない）支援を要すると判断される場合には、一次判定の結果の変更を行うものとする。
 - (7) 一次判定の結果を変更する場合は、「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」（平成26年厚生労働省令第5号）に定める区分毎の条件（状態像）を用いて一次判定変更の妥当性を検証する。
また、その場合において、「市町村審査会運営要綱」の別紙2の「二次判定で変更できないケース」を参照することとする。
 - (8) 支給要否決定（案）を、前項第3号の内容と比較検討し支給要否決定（案）との明らかな矛盾がないか確認する。
 - (9) 内容に不整合があった場合には再議するか、必要に応じて当該支給要否決定（案）を作成した市職員に照会した上で、内容を確認し、整合性を得るものとする。
 - (10) 前2号により整理された資料を原案として、支給決定基準を参酌のうえ支給要否決定（案）に対する意見を述べるものとする。
 - (11) 訓練等給付支給要否決定（案）等と前項第4号に掲げる資料の内容を比較考量し、整合性を得るものとする。
 - (12) 内容に不整合等があるときは、再度資料の作成を命ずる。但し、軽微な不整合でその内容が容易に判断することができるときはこの限りではない。この場合、必要に応じて、支給要否決定（案）を作成した職員に照会することができる。
 - (13) 前2号により整合性を持つ資料を原案として、訓練等給付又は地域移行支援の個別審査として、利用の更新の必要性について、支給要否決定（案）に対する審査及び検討を行い、その結果を得るものとする。
- 3 審査会が付する意見
- 審査会が必要に応じて付する意見について、特に留意すべき点は、次のとお

りとする。

(1) 障害支援区分の認定の有効期間を定める場合の留意事項

審査会が障害支援区分の認定の有効期間について意見を述べる場合は、「現在の状況がどの程度継続するか」との観点から次の考え方を基本に障害支援区分の認定の有効期間についての検討を行うものとする。

「障害支援区分の認定の有効期間を原則より短くする場合」

① 発病早期等であって、身体上または精神上の障害の程度が6ヶ月から1年程度の間において変動しやすい状態にあると考えられる場合。

② その他、審査会が特に必要と認める場合。

(2) サービスに関して意見を付する場合

障害支援区分の判定において非該当とされた場合等において、審査会として、訓練等給付等のサービス利用が適当と判断される場合。

(3) 支給要否決定（案）に対する意見を述べる場合には、当該対象者の置かれている心身・介護者・生活環境等の状況を十分把握し、検討を加え、意見を述べるものとする。

(4) 訓練等給付の支給期間後若しくは標準利用期間経過後又は地域移行支援に係る給付決定期間後若しくは標準利用期間経過後の利用継続の必要性に係る支給要否決定（案）に対する審査及び検討に基づく結果により、サービス利用に関して審査会として必要な意見を付するとき。

4 審査及び判定等に当たっての留意事項

(1) 概況調査票等（サービス利用状況票等を含む。）及び過去に用いた審査判定資料については、審査会が当該審査対象者の一般的な状態を把握するために参照することは差し支えないが、審査判定の際の直接的な資料としては用いないものとする。

(2) 委員が審査判定に加われない場合について

① 市は、審査判定を行う合議体に、審査対象者が入院、若しくは入所し、又は障害福祉サービスを利用している施設等に所属する委員が含まれないように、審査判定の合議体の調整に努める。

② 審査対象者が入所等をしている施設等に所属する者が、当該合議体に合議体の委員として出席している場合には、当該審査対象者の審査及び判定に限って当該合議体の委員は判定に加わることができないものとする。

(3) 審査会への合議体の委員及び事務局職員以外の参加について

審査会は、審査判定に当たって、必要に応じて、審査対象者及びその家族、医師、認定調査員及びその他の専門家の意見を聴くことができるものとする。

(4) 支給要否決定（案）に対する審査及び意見を述べるに当たっては、本項第

1号及び第2号の規定を準用するものとする。

- (5) 訓練等給付又は地域移行支援の個別審査に関しては、前号の規定を準用する。

5 審査会の公開について

審査会は、原則、国の指針どおり第三者に対して非公開とする。

第11条 委員長連絡会議

- (1) 公平・公正な審査判定の統一性及び合議体相互の連携を図ることを目的として「船橋市障害者介護給付費等認定審査会委員長連絡会議（以下「委員長連絡会議」という。）」を設置することとする。
- (2) 委員長連絡会議の開催は、会長が必要な都度召集し、開催することができる。

第12条 合議体の開催時間等

開催時間は、概ね3時間を限度とし、開会時刻は、昼間においては、午後1時からとし、夜間は、午後7時からとすることとする。

ただし、委員長の判断により開会時刻を変更できるものとし、変更する場合には、委員長があらかじめ事務局に連絡するものとする。

第13条 合議体開催の事前準備

(1)開催の日程

開催の日程については、事務局は会長の承諾を得て、月単位の予定表を作成し、あらかじめ合議体の委員に配布することとする。

ただし、第5条第6号及び同条第7号に掲げる合議体にあつては、本号の規定にかかわらず随時に開催できるものとする。

(2)資料の作成及び送付

審査判定資料を作成し、審査会の開催通知とともに開催日の概ね7日前までに合議体の委員に送付することとする。

第14条 記録の保存

審査及び判定等の記録の保存は、各合議体の開催ごとに編冊を行い、保存年限は3年とする。

第15条 審査及び判定等の議事録

審査及び判定等に係る議事録は、各合議体ごとに録音テープ等で行うこととし、苦情等（苦情・不服審査・情報開示の請求等）により議事録が必要になったときは、録音テープ等に基づき議事録を作成することとする。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成１９年１月１９日より施行する。

附 則

この要綱は、平成２０年８月１日より施行する。

附 則

この要綱は、平成２５年４月１日より施行する。

附 則

この要綱は、平成２６年４月１日より施行する。